

被害にあってしまったかも…
どうしたらいいかわからない…

消費者トラブル 困ったときにはひとりで悩まず 消費生活センターへ

消費生活センターは、消費生活に関するさまざまな相談や苦情などを、専門の知識を持つ相談員が受け付け、トラブル解決のためのお手伝いをしています。相談は無料で、電話または来所のどちらでも受け付けています。

相談者の秘密は固く守られますので、気軽にご相談ください。

相談専用電話
☎ 40 - 1112

談ください。

場市役所 2階(市民相談情報課内)

時月～金曜日(祝日を除く)の午前8時30分～午後5時15分

問消費生活センター(☎40 - 1112)、市民相談情報課広聴・相談担当(☎32 - 3463)

消費者トラブルに注意!

屋根や給湯器などの点検トラブル、大手の会社を名乗った架空請求による詐欺などの消費者トラブルは、いつ・誰に起きてもおかしくありません。

消費者センターに寄せられる相談事例を紹介します。

若者が陥りやすいトラブル

- ①インターネット通販・サービスのトラブル
・商品が届かない、説明と違うものが届く
- ②SNSやメールを通じた詐欺
・フィッシング詐欺や架空請求
- ③高額な契約や借金問題
・エステや美容医療などの美容関連トラブル
・携帯電話の分割払いトラブルやキャッシュローンの返済困難
- ④怪しいバイト・投資の誘い
・詐欺まがいの副業紹介やマルチ商法

高齢者が陥りやすいトラブル

- ①訪問販売や電話勧誘の悪質商法
・宅配健康食品、高額な商品を強引に販売
- ②振り込め詐欺(特殊詐欺)
・「孫が事故にあった…」などのうそでだまし取る手口
- ③不必要なリフォーム契約
・説明不足や強引な勧誘による高額契約
- ④初回お試しのつもりが定期購入だった
・複雑で解約が難しい契約を結ばされた

出前講座

消費生活センターでは、消費者トラブルの事例と対策などを紹介する出前講座も行っています。ぜひご活用ください。詳しくは、右の二次元コードから市HPをご確認ください。



5月は消費者月間

消費者月間中は、消費者・事業者・行政が一体となり、消費者問題に関する啓発・教育などの各種事業を集中的に行います。

▶パネル展

消費生活トラブル事例のご紹介やパンフレットの展示などを行います。

期5月18日(月)～22日(金)

場市役所 1階多目的スペース